

第 5583 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
発行所	三輪厚二税理士事務所／相続税申告相談センター（編集・発行：税理士 三輪厚二） 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.souzokuzouyo.com	(2016年)平成28年11月1日火曜日

♦ 相続税の申告案内

Q : 相続税の申告案内が見直されたと聞きましたが、どうなったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

相続税の申告案内とは、相続税の課税が見込まれる人に、相続税の申告書や相続税の申告のしかたなどの書類を送付するのですが、相続税の課税ベースが拡大されたことに伴い、見直しがなされ、次のような書類が送付されることになりました。

また、従来送られていた「相続税についてのお尋ね」についても、これを取りやめ、代わりに「相続税の申告要否検討表」の提出を依頼することとなりました。

- ①「相続税の申告等についてのご案内」
- ②「相続税の説明会のお知らせ」
- ③相続税のあらまし
- ④改正相続税のリーフレット
- ⑤相続税の申告要否検討表
- ⑥相続税の申告要否検討表(記載例)
- ⑦相続税の申告のためのチェックシート
- ⑧事前予約チラシ

なお、相続税の申告要否検討表は、行政指導により行われるものですから、提出義務はありませんが、提出しないとなるとかなり、印象は悪くなるでしょう。

また、この場合には、税務署から提出を促す連絡がくることになるでしょうから、提出しておいた方が望ましいと思われます。

